

私学審議会の『採決は不要』?

県民に宣言した『法に則った審議』を自ら逸脱した審議実態が明らかに

『採決なき是認』とした滋賀県総務課にまち連が抗議。

10月31日、仰木の里まちづくり連合協議会(略称:まち連)は、滋賀県庁前にてチラシ配布を行い、幸福の科学学園・関西校の学校設置審査に係わる私学審議会の運営方法に対して、抗議を行いました。その論点は下記の2点でした。

- ① 審査の第一段階として校舎等の建設工事前に行われる「学校設置計画に関する審査」に対し、「滋賀県私立学校審議会運営規則(内規)」に定められた、「議事は出席委員の過半数で決し(第10条)、採決は挙手によって決める(第11条)」という規則を冒してまで「採決なき是認」としたこと。
- ② 採決していないにも関わらず、総務課が第三者諮問機関である私学審議会において承認決定があったかのような公表を学園・住民・マスコミに対して行っていること。

『採決しなかった』事実を認めるも、採決不要の姿勢崩さず。

まち連の抗議が行われる中、11月2日付の産経新聞の新聞記事「幸福の科学学園が建設着手 来年中完成予定」において、滋賀県総務部総務課のコメントが下記のように掲載されました。

一方、反対派の住民らは、今年8月29日に開かれた私学審議会で、委員による挙手の採決が行われないまま継続審議が決まったとして、審議が運営規則違反だと主張している。私学の認可を担当する県総務課の〇〇〇〇は「挙手の採決がなかったのは事実だが、継続審議中の案件で採決は必要ないと考えている。学園は書類上の基準を満たしており、委員から開校に反対する意見は出なかつた」と説明している。(一部抜粋・※〇〇〇〇の部分は個人名のため伏字)

この記事より、総務課は、挙手の採決が無かつた事実を認めたものの、「採決は不要」との認識を改めて公に示しました。しかし、この発言は「総務課の考え方」を判断として述べられたものであり、私学審議会の回答ではありません。学校設置の審査において公正さを保つために、第三者諮問機関である私学審議会の審査を諂っておきながら、一方で、堂々と私学審議会を軽視し、その権威と独立性を自ら否定しているのです。

過去の審議会では採決を実施。 なぜ今回は例外なのでしょうか？

滋賀県への情報公開請求で入手した資料によると、過去の新設学校の設置審査においては必ず採決が行われたことが判明しています。では、なぜ、今回の幸福の科学学園・関西学校の審査だけ採決を行わないのでしょうか?しかも、本件を審査した8月

29日の審議会の翌日から9月8日にかけて、総務課長はじめ職員3名が個別に全審議委員を訪問し、口頭で審議会委員の意思確認を行っている点(同意・承諾の有無は不明)も不可解です。運営規約通りに審議会の場で採決をとることなく、後追いで審議委員訪問を行って実質的に承認する方向に話をまとめようとした理由は何なのでしょうか?

法に則った公正な審査を求めます

この対応は滋賀県・総務部長が、2011年9月度の滋賀県定例議会において「県の責任と権限に基づいて手続きを進める。」と発言した状態からは程遠いと言わざるを得ません。

また、採決という私学審議会の判断がないままに工事が着工していることは、滋賀県知事の「法に則って判断していく」とおっしゃったことにも、反しているのではないのでしょうか?

まち連だより



11月号

発行:仰木の里まちづくり連合協議会

(ホームページ <http://ooginosato.org/> 問い合わせ ooginosato@hotmail.co.jp)

仰木の里まちづくり連合協議会(略称まち連)は学校建設に反対表明している
仰木の里東11自治会を中心に構成されています。

県民の税金が使われる私学審議会・開催実績の事実さえ、滋賀県総務課から正しく公表されていません。

滋賀県・総務課は私学審議会の開催実績という事実すら、堂々と情報隠蔽。

2011年11月12日現在の滋賀県のホームページには、過去の私学審議会の審議会開催実績と審議状況が掲載され、幸福の科学学園を審議した私学審議会は29日のみと公表されてきました。
(<http://www.pref.shiga.jp/shingikai/private/top.html>)

しかしながら、住民が私学審議会開催に係る情報公開を請求した結果、8月22日にも「滋賀県私立学校審議会(協議会)」と名を変えた審議会が開催されていたことが明らかになったのです。この事実は審議委員に対する日当や交通費の支払い記録の情報公開請求より明らかになりました。

また、8月4日の審議会は、別議案の審議を10分で終了し、その後、幸福の科学学園・関西校の現地視察を総務課が計画していたこと、また、実際には現地視察しなかったことも明らかになりました。しかし、この出来事も開催実績という事実として公表されることとは無かったです。

「経費＝県民の税金」の不当利用の疑いも。

この事実隠蔽ともとれる一連の行為には、次のような問題点があります。

建設ストップの可能性はまだ残っています！

「建築確認取消審査請求」委任状への署名にご協力ください

11月1日より工事が着工しておりますが、建設予定地の地盤の安全性を確認しないままの「建築確認」は違法・不当性が疑われるため、不服申立てを行います。申請人(住民)が弁護団に委任して(委任状に署名)、審査庁(大津市建築審査会)に対し、建築確認の是非を問う審査請求するというものです。この審査会は公開なので、一般人が傍聴できる場で地盤に関する種々のデータ等の開示が求められ、建築確認の妥当性が審議されます。

審議の結果、建築確認の取り消しが決まった場合は、工事はストップし、大幅な計画の見直しが求められることとなります。

署名にご協力いただける方は、ooginosato@hotmail.co.jpまでご連絡ください。
(署名締切:11月30日)

！速報！

署名開始1週間で、すでに
1000筆以上の署名が集まっています！

